



報道関係各位

2018年4月16日

Choon's Design LLC

## 「ファンルーム」販売業者のハナヤマ社、輸入業者 HDS 社に対する 特許侵害訴訟事件の判決のお知らせ

「レインボールーム」を全世界で販売している当社の代表者であり発明者のチューン氏(以下、原告)は、その保有する特許権(特許第 5514962 号及び特許第 5575340 号)が侵害されたとして、2014 年 6 月 11 日付で株式会社ハナヤマ(以下、被告ハナヤマ)及びその関連会社の株式会社エイチ・ディー・エス(以下、被告 HDS)に対し、損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しておりましたが、2018 年 3 月 1 日に同裁判所にて判決が言い渡されました。判決内容は、下記のとおりです。

(詳細は裁判所のサイトをご参照ください:[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/633/087633\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/633/087633_hanrei.pdf))

東京地裁は、被告ハナヤマ社及び被告 HDS の特許権侵害に基づく賠償責任を認め、以下の支払いを命じました。

1. 被告ハナヤマは、原告に対し、1 億 6721 万 6599 円及び各不法行為日を起算日とした各年月日から各支払済みまで年 5 分の割合による各金員を支払え。

2. 被告エイチ・ディー・エスは、原告に対し、7772 万 8816 円及び各不法行為日を起算日とした各年月日から各支払済みまで年 5 分の割合による各金員を支払え。

なお、被告ハナヤマは、2015 年 2 月 23 日、特許第 5514962 号の無効審判(無効 2015-800034)及び特許第 5575340 号の無効審判(無効 2015-800035)を請求しましたが、特許庁は、同年 12 月 28 日、特許が有効である旨の審決をし、これを不服とした被告ハナヤマが、知的財産高等裁判所に対し、同審決の取消しを求める審決取消訴訟(平成 28 年(行ケ)第 10035 号及び平成 28 年(行ケ)第 10036 号)を提起しましたが、いずれも請求が棄却され、同審決は確定しました。

本判決を受け、当社としては以下の対応をとる所存です。

1. 本判決に対して、当社の請求金額が認められなかった部分については、控訴しました。
2. 本判決に基づいて、特許権侵害品である「ファンルーム」及び「ファンルーム DX アクセサリーセット」を販売した卸売業者や小売業者に対しては、同じく特許権侵害を基に損害賠償を求める予定です。
3. 原告の所有する特許権を侵害したと思われる「ファンルーム」及び「ファンルーム DX アクセサリーセット」以外の模倣品を輸入し、販売した業者に対しても、同様の法的対応をとる予定です。

以上

### 【会社概要】

会社名 : Choon's Design LLC  
創設者 : 代表者: Choon Ng  
設立 : 2010 年  
住所 : 48813 West Road, Wixom, MI 48393, USA  
URL : [www.rainbowloom.com](http://www.rainbowloom.com)